

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	八幡地区(八幡集落)	平成30年2月	令和3年3月

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	78.11
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	39.78
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38.38
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	38.38
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.38
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.1
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

稲作を中心とした経営基盤確立後は試行を踏まえ、育苗ハウス後等を活用し、オクラや軟弱野菜などの園芸品目の導入や育苗ハウスの有効利用等、水稻単作から複合化に向けて検討を重ねる。また、複合化に向けて、女性や高齢者の参画を得て取り組む。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人を中心として、その他認定農業者を含めた中心経営体が農地の集積集約化を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 現在、具体的な意向はないが農業をリタイア・経営転換する者がいれば、原則として農地中間管理機構を通して農地の貸し借りをを行う。</p>
<p>基盤整備への取組方針 基盤整備完了済み。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 主食用米と加工用米等水田活用を進め、3～5年で法人経営の体制の確立とコスト低減に取り組む。 土地利用型作物について経営のコスト削減に取り組み、消費者ニーズに対応していく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場整備の完了に合わせ、法人と個別担い手農家が協力し、新発田市はじめ関係機関と追い払い等の取組を強化する。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。